

**さいたま市告示第296号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年2月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字東宮下字相ノ谷589番1、589番2、589番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見3丁目6番19号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

3 許可番号

令和7年8月1日

第開-N2025040号

4 検査済証番号

令和8年2月13日

第完-N2025040号